

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	ひとり親家庭医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新宮市は、ひとり親家庭医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

和歌山県新宮市長

公表日

平成29年7月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭医療費の支給に関する事務
②事務の概要	新宮市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例に基づき、ひとり親家庭の医療費の一部負担金を支給する。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①受給資格登録に係る支給対象者等の情報の確認及び審査 ②受給資格の更新 ③登録事項変更に係る異動情報の確認及び審査
③システムの名称	1. 医療費助成システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)ひとり親家庭医療費受給者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項並びに新宮市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条、別表第1の2の項及び別表第2の2の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第14号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 子育て推進課
②所属長	子育て推進課長 平見 仁郎
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	新宮市役所 総務部 総務課 〒647-8555 和歌山県新宮市春日1番1号 TEL 0735-23-3336
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	新宮市役所 健康福祉部 子育て推進課 〒647-0081 和歌山県新宮市新宮451番地 TEL 0735-23-3344

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年6月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年6月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

